武豊町ごみ処理基本計画

平成２７年度～３６年度

概要版

武　　豊　　町

平成２７年８月

計画の概要

（1）計画の背景と目的

本町では、平成 14 年 3 月に平成 28 年度までの 15 年間を計画期間とする『ごみ処理基本計画』を策定し、ごみ処理への取り組みの基本的な方向性を示すとともに、5 つの重点施策を整理し、ごみ減量と資源の有効活用ならびに環境にやさしいごみ処理体制の確立に努めてきました。

その後も、平成 16 年に家電リサイクル法施行、平成 21 年に同法の対象製品の追加（冷蔵庫、薄型テレビ）、平成 25 年に小型家電リサイクル法の施行が行われるなど、廃棄物関連の法体系の改正が行われてきたほか、平成 25 年 5 月には第三次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、循環の量に加え、循環の質にも着目した施策の展開が方針づけられるなど、国の廃棄物行政が大きく変化してきています。

本町においても、知多南部広域ごみ処理施設の建設候補地が本町に決定されるなど、町の廃棄物行政を取り巻く状況も大きく変化したため、今後 10 年間の目標の計画を改定することとしました。

（2）計画の位置づけ

市町村は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」第 6 条第 1 項の規定に基づき定める計画で、法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならないことになっています。

また、本計画は、上位計画である「第 5 次武豊町総合計画（計画期間：平成 20～32 年度）に定められている一般廃棄物に関する事項を具体化させるための施策を示すものであり、本町の一般廃棄物処理に関する最上位計画となります。

なお、本計画の策定にあたっては、国･県が定める基本方針や各種の計画内容をふまえた計画とするとともに、知多南部広域環境組合が策定する「知多南部地域循環型社会形成推進地域計画」との整合性を保つ計画となっています。

（3）計画期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とします。

なお、一次目標は、「知多南部地域循環型社会形成推進地域計画（第二期）」の目標年次である平成 30 年度までの 4 年間、二次目標は平成 31 年度から最終年度までの 6 年間とします。

計画期間	平成 27 年度～平成 36 年度　（10 年間）
一次目標	平成 27 年度～平成 30 年度　（4 年間）
二次目標	平成 31 年度～平成 36 年度　（6 年間）

（4）対象区域

本計画は、本町全域を対象区域とします。

ごみ処理の現状と課題

（１）家庭系ごみ

家庭系ごみの排出量に関する現状と課題

○家庭系ごみの一人一日あたり排出量（資源を除く）は平成 26 年度に 607 g ／人日となり、600g／人日水準近くにまで減少してきています。

○平成 15～17 年度にかけては、容器包装の回収などの施策を講じた結果、家庭系ごみの排出量は大きく減少しましたが、それと比べるとここ 5 年間は大きな変化がなく、微減傾向で推移しており、発生量を抑制していくための新しい方策を調査･検討する必要があります。

（２）事業系ごみ

事業系ごみの排出量に関する現状と課題

○平成 26 年度の事業系ごみの排出量は 3,376 トンで、年により増減がありますが、長期的には横ばい状況にあります。第二次産業、第三次産業の経済活動は縮小局面に入っていることからも、事業系ごみの排出抑制についても検討していく必要があります。

（3）ごみの総排出量

（総排出量＝家庭系ごみ（資源を含む）＋事業系ごみ）

① ごみの総排出量

総排出量
（平成 26 年度）
総量：16,066 ﾄﾝ

③ 分類別、ごみ排出量の経年推移

分類別、ごみ排出量の経年推移

ごみの総排出量に関する現状と課題

○ごみの総排出量（家庭系+事業系）は年間約 16,000 トンで、その約 7 割はもえるごみが占めています。経年的には減少傾向にありますが、平成 20 年度以降はわずかな減少傾向をみせるにとどまっており、さらなる排出量の抑制に向けた取り組みを具体的に実践することが求められています。

○今後のごみの総排出量の削減を検討するにあたっては、全体の約 7 割を占めるもえるごみの排出抑制を第一に検討する必要があります。

（４）ごみの組成（家庭系可燃ごみ）

町内のごみ集積所に排出された可燃ごみをごみの種類に分けて整理し、構成割合（重量比）を示したものです。（平成２６年度調査結果）

		再利用先
生ごみ	２６．４％	肥料など
紙　類	２３．７％	トイレットペーパーなど紙製品
資　源	１３．２％	それぞれ資源として

これらの再利用できるごみは、燃やさずに減らすことができます！

排出抑制・資源化計画

【目標１】環境行動を実践している町民の割合（目標）

	現状値 （平成 26 年度）	一次目標 （平成 30 年度）	二次目標 （平成 36 年度）
省エネルギーやごみ減量に心がけている住民の割合（%）（g／人日）	86.7%	93%	95%

【目標２】 家庭系ごみの１人１日あたりの排出量（目標）

	現状値 （平成 26 年度）	一次目標 （平成 30 年度）	二次目標 （平成 36 年度）
家庭系ごみ（資源を除く）の１人１日あたりの排出量（g／人日）	607ｇ／人日	５３０ｇ／人日	５２５ｇ／人日

【目標３】資源化率（目標）　（家庭系＋事業系）

	現状値 （平成 26 年度）	一次目標 （平成 30 年度）	二次目標 （平成 36 年度）
ごみ・資源総排出量（家庭系+事業系）のうち、資源が占める割合（%）	23.6%	32.2%	32.9%

【目標４】 燃やされている紙類の削減、資源化（目標） （家庭系）

	現状値 （平成 26 年度）	一次目標 （平成 30 年度）	二次目標 （平成 36 年度）
家庭系可燃ごみのうち、資源化できる紙類の占める割合（%）	23.7%	14.6% （-9.1%）	14.1% （-9.6%）

【目標５】 燃やされている刈草等の削減、資源化（目標） （家庭系）

	現状値 （平成 26 年度）	一次目標 （平成 30 年度）	二次目標 （平成 36 年度）
：家庭系可燃ごみのうち、資源化できる刈草、剪定枝の占める割合（%）	2.8%	2.2% （-0.6%）	1.5% （-1.3%）

【目標６】 最終処分率（目標）

	現状値 （平成 26 年度）	一次目標 （平成 30 年度）	二次目標 （平成 36 年度）
：ごみの排出量（資源集団回収量を除く）のうち、最終処分量の占める割合（%）	12.5%	11.0%	10.0%

ごみ処理基本計画の体系①

基本理念　**住民・地域・事業者・行政が一体となって、**

基本方針1

住民・地域・事業者とともに実

●住民・地域・事業者そして行政のすせ、環境に負荷をかけない生活ス

1－1. ごみ減量・資源化を実践する住民・事業者を育てる

●環境に負荷をかけない生活スタイルを定着させるため、啓発活動、学習活動の充実を図り、町民ならびに事業者の意識改革を促します.

【目標１】　環境行動を実践している町民の割合　　９５％（平３６年度）

1-1-1.情報提供の充実

①広報誌、ホームページ等による情報提供
②「捨てればごみ、分ければ資源」改訂版の発行
③見やすい情報の提供

1-1-2.啓発活動の充実

①ごみ減量キャンペーンの開催
②ごみ処理施設見学ツアーの開催
③ごみ減量講座の開催
④学習拠点施設の検討
⑤参考になるごみ分別方法の紹介
⑥ごみ減量を考える団体の育成

1-1-3.児童・生徒向けの学習機会の充実

①小学生を対象にしたごみ学習の実施（ごみ処理施設見学会、体験学習、出前講座等）
②Teens-Meeting（中高生ワークショップ）の開催
③環境にやさしい活動の推進

1-1-4.事業所・団体向けの学習機会の提供

①事業所等のごみ減量実践活動の紹介（地域、業界、団体・サークルの取組等）
②事業所・各種団体等への出前講座の実施
③事業所向け指導マニュアルの作成・配布
④公共施設ごみの減量推進

環境へ負荷をかけない循環型社会の構築をめざします

践するごみ減量と資源化

べてが自らの役割と責任を果たし、力を合わタイルを実践します。

１－２. ごみを出さない･つくらない（ごみの発生抑制）

●Refuse（ごみになるものを拒否する）、Reduce（ごみを減らす）を推進するため、ごみの発生抑制につながる取り組みを強化します.

【目標２】　一人一日あたりのごみ排出量　５２５ｇ／人日（平３６年度）

1-2-1.生ごみ減量化の推進

①生ごみ分別回収システムの検討
②生ごみ処理容器･電動式生ごみ処理機の普及
③生ごみ一絞り運動の展開（水切りの徹底）
④エコクッキングの啓発
⑤生ごみ堆肥の有効利用促進

1-2-2.ごみの発生抑制に向けた啓発活動の充

①ごみ減量モニター制度の導入
②ごみを買わない消費行動の啓発

1-2-3.事業系ごみの発生抑制

①排出事業者に対する指導･啓発（手引き書等）
②許可業者との連携

1-2-4.ごみ処理負担の適正化の検討

①ごみ処理手数料の見直し

ごみ処理基本計画の体系②

基本理念　**住民・地域・事業者・行政が一体となって、**

1－3. 資源をごみにしない（資源の循環利用）

●Reuse（再利用）、Recycle（再資源化）を推進するため、資源を効率的に回収し、循環利用する取り組みを充実します.

【目標３】	資源化率	32.9%（平３６年度）
【目標４】	燃やされている紙類の削減、資源化	14.1％（平 36 年度）
【目標５】	燃やされている刈草等の削減、資源化	1.5％（平 36 年度）

1-3-1.再使用の普及

①リユースステーションの充実
②リフォーム･リサイクルに関する情報提供

1-3-2.分別の徹底と回収機会の多様化

①ごみ出しマナーの向上
（ごみ減量サポーター制度の導入）
（地域と一体となった分別収集）
②ミニエコステーションの整備（北部･南部）
③集団資源回収の促進
④民間事業者における回収拠点の紹介

1-3-3. 分別対象品目･回収方法の見直し

①分別品目の見直し
②雑紙の分別回収
③刈草･剪定枝の資源化
④地区分別収集回数の見直し
⑤粗大ごみ収集方法についての調査研究

1-3-4.さらなる資源化に向けた調査･研究

①資源化が可能な物の回収方法･資源化の検討
（廃食用油、蛍光管等）
②再生製品の地域循環利用の促進
③事業系ごみの組成分析･処理方法等に関する実態調査
④事業系資源のエコステーションでの受入検討

環境へ負荷をかけない循環型社会の構築をめざします

基本方針2

適正なごみ処理体制の構築

●ごみの収集･運搬、中間処理、最終処分の各段階において、環境保全や環境美化への配慮や効率化に向けた最適な処理･処分体制を構築します。
●あわせて、ごみ処理コストの低減をめざします。

2－1. 安全で、衛生的かつ効率的に処理をする

●適正なごみ処理を確実に行うため、効率的な収集･運搬体制を整備するとともに、中間処理施設、最終処分場の適正な運用、維持管理を確保します。
【目標6】　最終処分率　9.9%（平 36 年度）

2-1-1.適正な収集･運搬体制の構築

①回収拠点の適正管理（衛生管理）
②効率的で安全な回収方法（集積場所の位置、回収ルート･回数）の検討
③要支援者への対応検討
④委託契約単価の見直し
⑤委託業者、許可業者への指導

2-1-2.中間処理施設の適正な運用

①クリーンセンター常武の適正運営と維持管理
②民間処理施設の活用による適正処理
③知多南部広域環境組合ごみ焼却施設整備事業の推進（平成 34 年稼働予定）

2-1-3.最終処分場の確保

①最終処分場の維持管理と延命化

2－2. 不適正処理を防止する（監視・指導体制の充実）

●不適正な処理が行われないようにするために、指導･監視体制を充実します。

2-2-1.処理施設の監視（環境測定）

①処理施設の監視と測定値の情報公開

2-2-2.不適正処理への監視･指導

①事業者の監視と指導
②不法投棄、野焼きの監視と未然予防

武豊町ごみ処理基本計画－概要版－
発行年月日　平成27年8月
武豊町　生活経済部　環境課
〒470-2392　愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
☎0569-72-1111　FAX0569-72-1326